

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信並びに記録映像制作及び発送業務に係る企画提案競技実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信並びに記録映像制作及び発送業務

(2) 業務の目的

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」（以下「国文祭・芸文祭みやざき2020」という。）における芸文祭事業の録画を配信することで、イベント当日に来場できない人も間接的に参加することを可能とするとともに、事業の映像記録を制作することで、今後の行政資料として活用することを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 映像撮影

イ 録画配信用映像の編集及び録画配信

ウ ダイジェスト版ディスクの制作及び発送

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は応募者の負担とする。

(5) 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

2 企画提案競技参加資格

本提案競技に参加することができる者は、一の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

ア 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

ウ 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

エ 法令違反等による処分が継続していない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

カ この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でない者

ク 県税に未納がない者

ケ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者

(2) 連合体

ア 上記(1)のアからケに示す要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

3 スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和2年4月10日(金) |
| (2) 説明会 | 令和2年4月17日(金) |
| (3) 質問票、参加表明書提出締切 | 令和2年4月24日(金) |
| (4) 企画提案書等提出締切 | 令和2年5月11日(月) |
| (5) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施) | 令和2年5月19日(火) |
| (6) 選定結果通知 | 令和2年5月22日(金) |
| (7) 契約締結予定日 | 令和2年6月1日(月) |

4 企画提案競技の方法

(1) 説明会

- ア 日時 令和2年4月17日(金) 午前10時から午前11時まで
イ 場所 宮崎県庁附属棟302号室(宮崎市橋通東2-10-1)
ウ 内容 公募内容の説明、委託業務の説明、質疑応答等
エ 参加申込み

「説明会参加申込書」【様式1】をFAX又は電子メールにて令和2年4月16日(木)正午までに申し込むこと。また、送付後、電話でその旨を連絡すること。

※ 説明会への出席は必須条件ではないが、企画提案書の提出を検討している事業者にとっては、可能な限り出席すること。

なお、欠席により不利益を受けたとしても、委託者はその責任を負わない。

(2) 説明会終了後の質問の受付

- ア 受付期間 説明会終了後から令和2年4月24日(金)17時まで
イ 受付方法 「質問票」【様式2】をFAX又は電子メールにて送付すること。
なお、電子メールによる送付の場合は、メール標題に「録画映像配信等業務委託に関する質問」と明記すること。
ウ 回答方法 原則として質問者に対してFAX又は電子メールにて回答するが、必要と認める場合は、参加表明者全員に対してFAX又は電子メールで周知することとする。

(3) 参加表明書の提出

- ア 受付期間 令和2年4月17日(金)から令和2年4月24日(金)17時まで
イ 受付方法 「参加表明書」【様式3】をFAX又は電子メールにて送付すること。
なお、電子メールによる送付の場合は、メール標題に「録画映像配信等業務委託企画提案競技参加表明書の送付」と明記すること。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提案件数 1社(1連合体)につき1案とする。
イ 提出期限 令和2年5月11日(月)17時まで
ウ 提出方法 持参又は書留による郵送
※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。
※郵送の場合、提出期限必着とし、事前に電話連絡の上、書留郵便にて送付すること。
また、封筒に「録画映像配信等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

エ 提出書類及び部数

- (ア) 参加申込書【様式4】 〈原本1部、コピー8部〉
※連合体の場合は、連合体の構成員【様式4-2】も併せて提出すること。
(イ) 企画提案書(様式任意。サイズはA4又はA3) 〈原本1部、コピー8部〉
仕様書の業務内容について、次に示す事項を盛り込み、提案内容を作成すること。
・業務の実施方針

- ・スケジュール
- ・画質及び音質について
- ・映像内容について（録画中継用、ダイジェスト版）
- ・その他（一部事業における会場外への生中継に係る内容等）

※留意事項

- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法廷単位によるものとする。
- ・用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。
なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。

- (ウ) 事業者概要書【様式5】 〈原本1部、コピー8部〉
会社概要（既存のもので可）、法人等の定款、役員名簿を添付すること。
※連合体の場合は、連合体の構成員についても提出すること。
- (エ) 同種又は類似業務受注実績【様式6】 〈原本1部、コピー8部〉
同種又は類似業務とは、過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）における、同種の業務を指す。
※成果品などがあれば添付すること。
※連合体の場合は、連合体の構成員についても提出すること。
- (オ) 委託業務実施体制【様式7】 〈原本1部、コピー8部〉
（業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載）
- (カ) 見積書（様式任意） 〈原本1部、コピー8部〉
宛先は「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野俊嗣」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容）。
金額は税込みとすること。
- (キ) 誓約書【様式8】 〈原本1部、コピー8部〉

(5) 書類の提出先及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局
（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）

電話：0985-26-7412

FAX：0985-26-7414

メールアドレス：kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp

5 審査方法・基準

(1) 審査方法・選定結果の通知

ア 企画提案書等の評価は、別に定める選定審査会において、別紙評価基準表に基づき審査を行い、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。ただし、提案者が一者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。

イ 提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 選定結果は、採択・不採択にかかわらず、企画提案書を提出した事業者に対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和2年5月19日（火）に実施する。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(2) 契約の締結

選考審査会が最も優れた提案を行った者であると評価した者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

7 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案協議参加者の負担とする。
- (4) 採用された企画提案書は、協議の上、変更する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づき、情報の開示を行う場合がある。
- (6) 委託業務の内容の詳細及び業務の進め方等については、委託者との協議により決定すること。